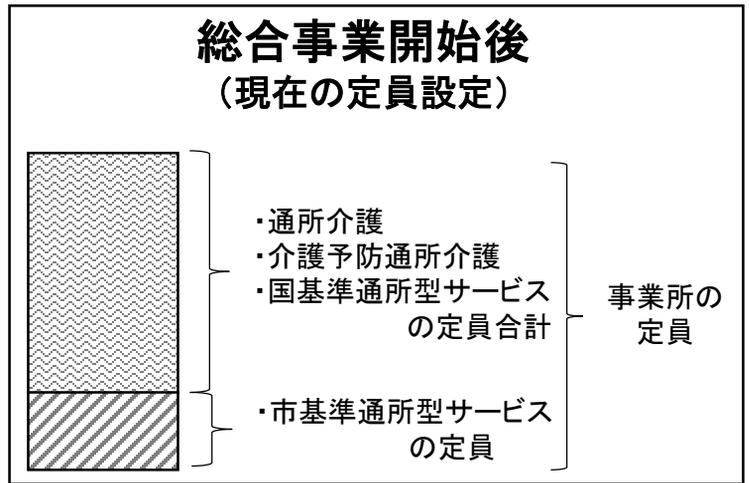
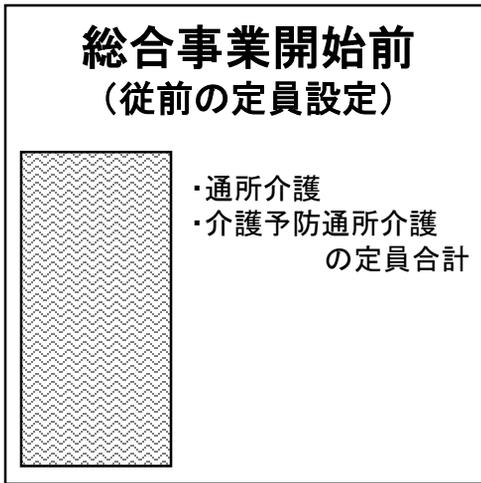


サービスを一体的に行う場合の定員の考え方及び

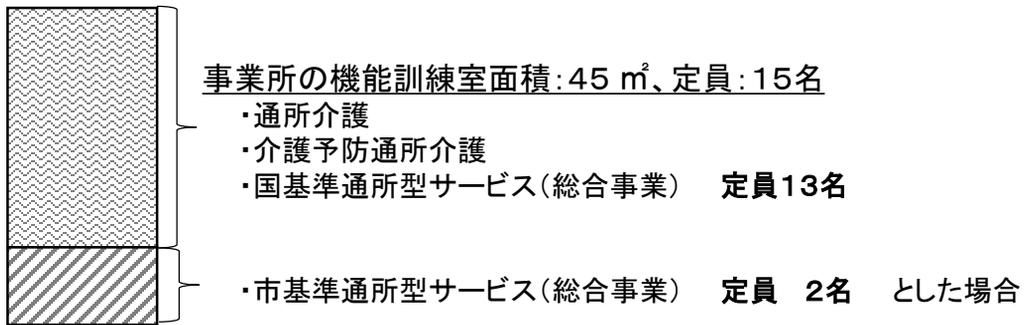
市基準通所型サービスの定員超過の取扱いについて



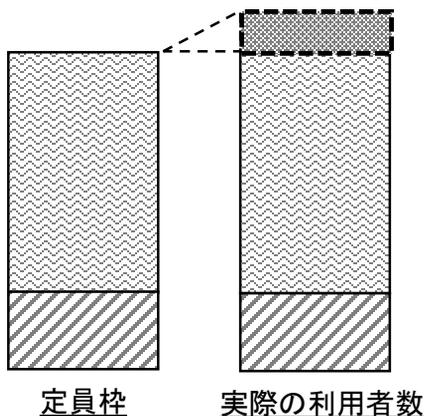
通所介護と国基準通所型サービスについては、通所介護の対象となる利用者(要介護者)と国基準通所型サービスの対象となる利用者(要支援者等)との合算で、利用定員を定め、これとは別に市基準通所型サービスについては、当該サービスの利用者(要支援者等)で利用定員を定める。さらに、これらの定員を合算し、事業所全体の利用定員を超えないこととしている。

- ・事業所全体で、利用定員を超えた場合は、減算の対象となる。(下図①参照)
- ・事業所全体では、利用定員を超えないものの通所介護と国基準通所型サービスの部分が、通所介護と国基準通所型サービスの利用定員の超過利用となる場合、減算の対象となる。
- ・事業所全体では、利用定員を超えないものの市基準通所型サービスが、市基準通所型サービスの利用定員の超過利用となる場合、減算としない。(下図②参照)

(例)

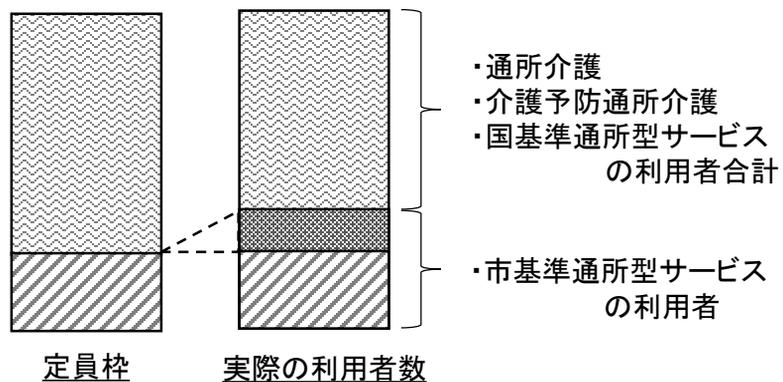


① 事業所の利用者数が16名以上



事業所の定員枠から、超える場合は、通所介護等及び市基準通所型サービスの定員超過減算となる。

② 事業所の利用者数が15名
そのうち市基準通所型サービスの利用者が3名するとき



利用者が事業所の定員枠を超えないものの市基準通所型サービスの定員を超過している場合、調布市では定員超過減算しない。しかし、指定市町村により、取扱いが異なるので注意。

問12 通所介護と、緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、定員超過利用の扱いはどのようにすべきか。

(答)

1 通所介護と、緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所の定員については、

- ・通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスについては、通所介護の対象となる利用者(要介護者)と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの対象となる利用者(要支援者等)との合算で、利用定員を定め、
- ・これとは別に通所型サービスAについては、当該サービスの利用者(要支援者等)で利用定員を定めることとしている。

2 したがって、事業所全体では、利用定員を超えないものの、

- ・通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの部分が、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの利用定員の超過利用となる場合、減算の対象となる。
- ・通所型サービスAの部分が、通所型サービスAの利用定員の超過利用となる場合、市町村の定める減算等の取扱いによることとなる。

3 なお、事業所は、適正なサービスの提供を確保するため、定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A【平成27年8月19日版】

P12より引用